

対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書

下記の者は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第 9 条第 7 項に規定する対象鳥獣捕獲員として指名又は任命した者であり、鳥獣被害防止特措法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する対象鳥獣の捕獲等に積極的に従事する者であることを証明する。

住所：

氏名：

年 月 日 発行

市町村長名 印

（注） この証明書は、本証明書が発行された日から、その日の属する年の翌年の 4 月 15 日（証明書が発行された日が 1 月 1 日から 4 月 15 日までに属するときは、その年の 4 月 15 日）までに限り有効とする。